

環境物品等の調達の推進を図るための方針

令和2年4月1日
財 務 省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、令和2年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

I 特定調達物品等の令和2年度における調達の目標

令和2年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和2年2月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準（判断の基準の事項の中で「基準値1」及び「基準値2」が設定されている特定調達品目については、「基準値1」とする。）を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

回転ゴム印

定規

トレー

消しゴム

ステープラー (汎用型)

ステープラー (汎用型以外)

ステープラー針リムーバー

連射式クリップ (本体)

事務用修正具 (テープ)

事務用修正具 (液状)

クラフトテープ

粘着テープ (布粘着)

両面粘着紙テープ

製本テープ

ブックスタンド

ペンスタンド

クリップケース

はさみ

マグネット (玉)

マグネット (バー)

テープカッター

パンチ (手動)

モルトケース (紙めくり用スポンジケース)

紙めくりクリーム

鉛筆削 (手動)

OAクリーナー (ウェットタイプ)

OAクリーナー (液タイプ)

ダストブロワー

レターケース

メディアケース

マウスパッド

OAフィルター (枠あり)

丸刃式紙裁断機

カッターナイフ

カッティングマット

デスクマット

OHPフィルム

絵筆

絵の具

墨汁

<p> のり(液状)(補充用を含む。) のり(澱粉のり)(補充用を含む。) のり(固形)(補充用を含む。) のり(テープ) ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム(台紙を含む。) つづりひも カードケース 事務用封筒(紙製) 窓付き封筒(紙製) けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用レーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機(手動) 名札(机上用) 名札(衣服取付型・首下げ型) 鍵かけ(フックを含む。) チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド </p>	
--	--

3 オフィス家具等

<p> いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー </p>	<p> 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 </p>
---	---------------------------------------

傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	
-----------------------------	--

4 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	令和2年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

5 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	令和2年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

6 オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池	令和2年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

7 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	令和2年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
------------------------	---

8 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機	令和2年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

電気便座 電子レンジ	
---------------	--

9 エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	令和2年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	---

10 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	令和2年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

11 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 蛍光灯（大きさの区分40形直管蛍光灯） 電球形状のランプ	令和2年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

12 自動車等

自動車	<p>1 一般公用車 令和2年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。</p> <p>2 一般公用車以外の自動車 令和2年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。</p>
乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

13 消火器

消火器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-----	--------------------------

14 制服・作業服等

制服 作業服 帽子	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----------------	------------------------------

靴	
---	--

15 インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	令和2年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

16 作業手袋

作業手袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------	--------------------------

17 その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	令和2年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

18 設備

太陽光発電システム（公共・産業用）	総設備容量15kWの設備を調達予定。
太陽熱利用システム（公共・産業用）	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。
エネルギー管理システム	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	調達の予定はない。
節水機器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
日射調整フィルム	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

19 災害備蓄用品

ペットボトル飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品毛布 毛布 作業手袋 テント ブルーシート 一次電池 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

20 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材・建設機械を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。

なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、令和2年度は以下の品目について調達目標を定めることとする。

これ以外の品目の目標の立て方については、今後、さらなる実績の把握を進める中で検討するものとする。

再生加熱アスファルト混合物	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
鉄鋼スラグ混入路盤材	
再生骨材等	
高炉セメント	
生コンクリート（高炉）	
生コンクリート（フライアッシュ）	
フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
下塗用塗料（重防食）	
低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
高日射反射率塗料	
高日射反射率防水	
再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
バークたい肥	

下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
L E D道路照明	
セラミックタイル	
フローリング	
パーティクルボード	
繊維板	
木質系セメント板	
ビニル系床材	
照明制御システム	
変圧器	
吸収冷温水機	
ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
送風機	
ポンプ	
排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
自動水栓	
自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
大便器	
排出ガス対策型建設機械	
低騒音型建設機械	
コンクリート塊再生処理工法	

2 1 役務

省エネルギー診断	1 件調達予定。 （羽田空港C I Q棟、羽田空港貨物合同庁舎）
印刷	調達目標は 100%とする。
食堂	2 件調達予定。
自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
自動車整備	調達目標は 100%とする。
庁舎管理	調達目標は 100%とする。
植栽管理	調達目標は 100%とする。
加煙試験	調達目標は 100%とする。
清掃	調達目標は 100%とする。
タイルカーペット洗浄	調達目標は 100%とする。
機密文書処理	調達目標は 100%とする。
害虫防除	調達目標は 100%とする。
輸配送	調達目標は 100%とする。

旅客輸送（自動車）	調達目標は 100%とする。
蛍光灯機能提供業務	調達の予定はない。
庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
クリーニング	調達目標は 100%とする。
飲料自動販売機設置	調達目標は 100%とする。
引越輸送	調達目標は 100%とする。
会議運営	調達目標は 100%とする。
印刷機能等提供業務	調達目標は 100%とする。

2 2 ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
------------	---------------------------

II 特定調達物品等以外の令和 2 年度に調達を推進する環境物品等及びその調達目標

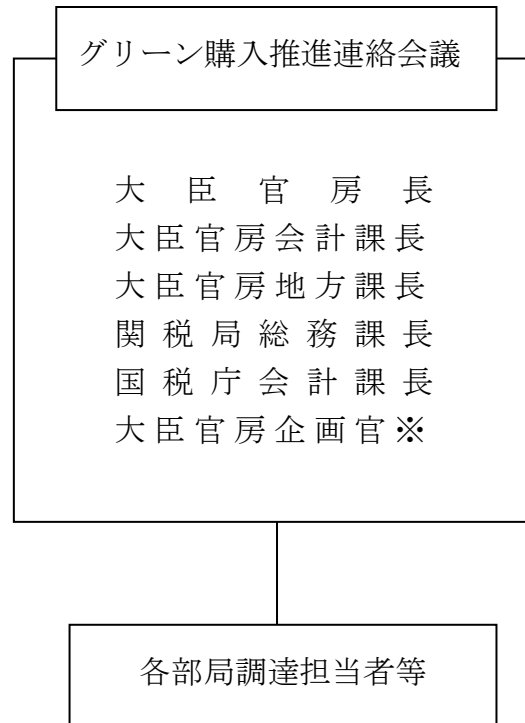
腕章の調達を実施する場合は、制服・作業服の判断基準に準ずるものとし、調達目標は 100%とする。

III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 省内にグリーン調達のための連絡会議を設ける。体制概要は別紙のとおり。
- 2 本調達方針は全ての部局を対象とする。
- 3 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 4 環境物品等を調達する場合、エコマークやエコリーフなどの第三者機関による環境ラベルの情報を十分に活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 5 全ての木質及び紙（古紙を除く。）が、原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日作成）に準拠して行うように努める。
- 6 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかける。
- 7 本調達方針に基づく相談窓口は大臣官房会計課とする。

別紙

財務省グリーン調達推進体制概要図



※ 財務省組織令第11条（又は第12条）により環境（含地球環境、チッソ問題）に関する事項の特命を受けている大臣官房審議官（又は参事官）の事務に従事する財務省組織規則第1条の者をいう。

※ なお、上記の企画官が配置されない場合においては、その者と同等の者とする。